

## 建築確認申請前の準備

### 1 公共下水道区域の確認 下水道課（企業庁舎1階）

公共下水道区域内の場合は、確認申請書（正）第一面に「公共下水道処理区域内」の押印を下水道課にて受けてください。

### 2 申告書の提出 都市計画課（本庁舎本館1号棟2階）

- ☐ 「申告書」・・・都市計画課・建築課にて配布しております
- ☐ 「都市図」・・・都市計画課にて販売、又は市HPからダウンロードできます

「都市計画法第53条に関する申告書」2部を提出してください。

※都市図（縮尺 1/2500）を各々添付してください。

※敷地が都市計画施設の区域内又は市街地開発事業の施行区域内に含まれるが、建築物は含まれない場合には、都市図の他に、配置図（縮尺 1/500以上）、平面図（縮尺 1/200以上）、断面図（縮尺 1/200以上）を各1部提出してください。

※敷地及び建築物とも都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内に含まれている場合には、当該建築行為の内容により別途許可、証明、協議が必要です。

「開発行為等に関する申告書」2部を提出してください。

※2部のうち1部に都市図（縮尺 1/2500）、配置図、敷地求積図、立面図を添付してください。

各申告書は都市計画課に提出し、その際、確認申請書（正）第1面に受付印を受けてください

### 3 事前の手続き

- ☐ 「地区計画区域」 都市計画課

めいわ地区、千代田地区（3・4・5丁目）、池花地区、さつきヶ丘地区  
鷹の台地区、鷹の台住宅地区、中央地区、和良比六方野地区、和良比三才地区、もねの里地区、たかおの杜地区

上記の区域については、都市計画の区域内における行為の届出が必要になります。  
受理された届出（副本）を確認申請書に添付してください。

- ☐ 「開発行為指導要綱」 都市計画課  
開発行為に該当する場合は、事前協議が必要になります。

- ☐ 「市街化調整区域」 都市計画課  
都市計画法に基づく手続きが必要な場合があります。

- ☐ 「土地区画整理事業区域」 市街地整備課  
土地区画整合法76条の許可が必要になる場合があります。  
その場合は許可通知書を確認申請書に添付してください。

- ☐ 「建築指導要綱」 建築課  
共同住宅等、10mを超える中高層建築物（用途地域によって対象となる高さが異なります。）については、事前協議が必要になります。

- ☐ 「中高層建築物等に係る紛争の予防及び調整に関する条例」 建築課  
中高層建築物（用途地域によって対象となる高さが異なります。）及び特定用途建築物については、届出等が必要になります。

- ☐ その他必要に応じ別紙事務担当課に照会、協議等をお願いします。